近代日本鍼術の拠り所

濱田 淳•長尾榮

一、はじめに

が管鍼術を用いるようになったのは、一七世紀中頃と考えられるが、 近代日本鍼灸の中興の祖は、管鍼術を考案した杉山和一(一六一〇-一六九四)であると言っても過言ではない。 が発足した一六八二年以後全国に流布し、日本鍼術の主流となって現在に至っている。 幕府公認と言われる江戸本所一つ目の「鍼治学問 和一

えた。すなわち明治四年(一八七二)一一月、『太政官布告』により鍼治学問所を廃し、明治七年(一八七四)七月発布の 『医制』第五三条にみられるように「鍼治、灸治ヲ業トスル者ハ、内外科医ノ差図ヲ受ルニアラサレハ、施術スヘカラ 明治になると、 抑制政策を採った。しかし、 新政府は近代西洋医学を積極的に採用し、漢方医学を排除する方針をたて、鍼術にも同様 実際には具体的な制度のないまま、 明治政府は明治一八年(一八八五)一一月に の処遇を与 鍼鍼

れていた。しかし、生徒や保護者の社会的要求もあって、盲人の職業自立には伝統的な按摩術、 七年「訓盲啞院」と改称)において、近代的な盲教育が開始された。 明治一一年(一八七八)八月より京都盲啞院において、 また同一三年 (一八八〇) 二月より東京楽善会訓盲院 その職業教育として、初めは封筒張りなどが行わ 鍼術が最適ということ 明

灸術差許方』という通達を内務省から出し、その許可、取締りを各府県に委ねた。

(53)

になり、翌年、その教育課程に取り入れられた。(ユ)

二、楽善会訓盲院と東京帝国大学との関係

人の専業に属したれども医術日進の今日従来の課業書によりて教授するは甚だ迂闊の嫌いなきにあらざるをもって」と 明治一八年(一八八五)一一月二一日官立に移管され、文部省直轄学校となった。この時、文部省は 11 . う理由で教育課程の中から鍼術をはずし、 東京に設立された楽善会訓盲院では、 明治 按摩術のみとした。 一四年(一八八一)一一月一日から按摩導引術、 鍼術の教育を開始したが、 「鍼治は古来殆ど盲

に復活した。その内容は以下の通りであった。 治採用意見書』として明治二〇年(一八八七)七月に矢田部に渡された。この内容を根拠として鍼術が訓盲院の教 帝国大学医科大学長 部良吉(一八三九-一八九九)は、「鍼治の効害並に之を盲人の手術として危険の恐なきや否や」という疑問をもち、 明治一九年(一八八六)より主幹(校長)に任命された東京帝国大学理科大学(現東京大学理工学部) 三宅 秀に調査を依頼した。三宅は同大学外科助教授 片山芳林に調査を命じ、その回答は 教授兼教頭 東京 矢田

針治採用意見書

元東京大学の命ニ因リ聊カ取調ベクル所アルヲ以テ今左ニ小官ガ意見ヲ開陳セント欲ス 訓盲啞院ニ於イテ盲人ヲシテ針治ヲ學バシムルノ利害得失ニ就テハ小官甚ダ確答スルニ苦慮ス然レドモ小官ガ曾テ

抑モ針治ハ古ヨリ醫療 ノト爲ス然レドモ其説ク所素ヨリ漢醫ノ流派ニ根拠シ未ダ之ヲ解剖ニ尋ネズ生理ニ正サズ又之ヲ病理ニ探ラザルヲ以テ ル 和漢ヲ問ハズ古ヨリ其書ニ乏シカラズ殊ニ本邦ニ於テハ杉山及石坂 ノ一法タルヲ以テ先ヅ意ヲ其効用如何ニ注ギテ而後其利害得失ヲ視ル可キナリ、故ニ針治 ノ著述ノ如キ近世最 明 ノ効用

針治 窮ムル 牽強附 駿河流ト云フ)是レナリ目今東京府下ニ於テ斯 ニモ多少ノ流派アリテ悉ク害ナシト言フ能ハズ啻ダニ害アルノミナラズ其之ヲ治法ニ用ユルヲ禁ズル ズト為スハ ヲシテ之ヲ修メシムルモ害ナキモノト思唯ス」 希望ス反之他 定ノ病ニ在リテハ稍ヤ見ル可キ 今其有害ニシテ決シテ採用ス可 家ニシテ往々三菱針ナルモ ノ必要ナルハ言ヲ俟タザレ 會 ノ言タル 蓋シ此ニ在ルナリ然ラバ則今盲人ヲシテ之ヲ學バシム可カラザル乎否ナ小官 ノ金又ハ銀製ノ最モ細針 ラ免 力 ル ル 能 ノヲ用ヰ ザ E ドモ實ニ是レ醫學上ノ難問ニシテ未ダー カラザ ル ノ無キニ非ズシテ而シテ毫モ其害アルニ非ザルナリ唯ダ小官ガ考案ニ拠 ナリ (勿論毫針ニモ大小数等アリテ病症ト局所トニ由テ選用ス)ヲ用 放血ヲ行フモ ·其説既ニ信 ル流派ト稱スルモ ノ流派ヲ修ムルモノ多少アラン、 ノアリ、 ズルニ足ラザ ノハ巨大ナル鉄針ヲ用 以上ノ二者ハ訓盲啞院ニ於テ決シテ採用 ルコ 1 朝ニ之ヲ判決スル能 此 ノ如シ故ニ今之ヲ學理ニ 個ハ針治採用上頗ル ユ ルモ ノ目撃スル ノニシテ所謂鐵針家 11 ズ小官が確答スル ユ が所二 緊要の一 ル 流 モ不可ナ 徴 一拠レバ ス可 派 3/ 其 ノ如 カラザ 点ナリ V 効 キモ 針治 或 用 丰 針治家 如 ハ之ヲ 其 盲人 ノア 能 何 ル E 他 亦 ヲ ヲ

鍼 毫鍼を使用するならば盲人に行わせても害がない 治も行うべ つまり、 鍼治も きであるというものであ 定 0 病にはやや効果があり、 っった。 であろうが、 1 か でも害が ない。 今後は解剖学、 巨大な鉄鍼や三 生理学、 一稜鍼を使用することは避けて、 病理学など西洋医学に基づい 細 た 11

部大臣の 定され、 7 術灸術営業取 ,指圧師 " この意見書 ¥ 0 現代日本における鍼灸術などが進むべき方向を明らかにしてい 認定した学校または厚生大臣の認定した養成施設に はり師 指 紀締 圧 の趣意は鍼術を容認したもので、 師 規 剿人 きゅう師等に関する法律」の前身) は n お 師または よび昭和二二年一二月二〇日の きゅう師となるのに必要な知識 これを基調に明治四四年 の立法の精神となっている。 按摩、 におい て、 お 鍼 よび技能を修得した者であって、 解剖学、 灸、 る (一九一二) 八月一四 柔道整復等営業法」 生理学、 現行法では、 病理学、 日の内務省令第一一 第二条 (現在の「あん摩 衛生学、 : (後略) …」 そのほ (前略) か按摩 号 と規 サ 文 鍼

片山 に文献研究によるものと思われる。 は ほぼ 一年をかけて研究し、 意見書をまとめたのであるが、 今回、 その意見書の内容に極めて類似の内容をもつ論文を見出したので紹介する。 それは実験などを行った結果によるものではなく、

三、奥村三策の論文

付録に掲載されている。 内容の 明治 ものであった。なお、 二八年 (一八八五) 五月、 医事新聞掲載の論文は実見することはできなかったが、 医事新聞第一五七号に掲載された奥村三策 (一八六四--一九一二) の次の論文は興味深 久木田七郎著 『鍼術指

鍼術論

偶ま東京大學に於て、 按腹鍼治云々の事を聞く、依て聊か予が思想を述べ、 同術諸君の明察を伺ふ。

むるに、 織中に頒布する神經末梢に機械的の刺激を與え以て直達若くは反射性に其機能を興奮せしむるに因するならん、乃ち試 はるゝに及び、 夫れ鍼術は従来治療の目的に應用せし良法にして、和漢ともに是を用ひたり、然るに近世歐米諸國の醫法、 若し病症に適當すべき地位を撰び施術するときは、 神經露出部に鍼術を施すときは、 鍼治を主張する者大いに其數を減じたり、 末梢頒布の部に於て其作用を呈するを認む、 屢ば奏効を見るなり、而して其効を奏するや、恐らくは皮下組 然れども予嘗て之を思考するに必ずしも無効のものと爲 之を以て是を察するときは、 我邦に行 鍼

器の位置及血管神經の經過等及各器の官能を知得し、次て某器に何の變化ありて、 **|鍼術を以て吸角或は刺戟薬塗擦法の如く、** 誘導の目的に供用するを得、 今之を施さんと欲せば宜く、 何の病患を發するやを識らざる可からず、 身體 0

又此鍼 術効用

の理

一由は恰も彼電氣療法と同一般にして、只其強弱度を異にするのみとす。

石川縣

奥村三策述

等を熟知して彼是相研究し且之を実地に驗し、 若し之を知らずして猥に術を施すときは、 ことを冀望す、 を奏するや決して疑を容れず、 全となり、 :に鍼術を施すの際誤て迷走神經を傷うときは呼吸筋痙攣して其機能を障碍し、 卒に窒息せんとするに至る如き之なり、 之予夙に思考する所なりと雖も奈何せん、 実に良法の一となすも豈恥ずべきの理あらん哉、 啻に其効を奏せざるのみならず、 然る後ち更に新法を發明して舊法を改良し、 尚上記 眼盲ひ且不才なるを以て、 の諸件を知得する後ち、 却て危害を誘起することあり、 故に諸君切に解剖學、 又上喉頭神經を侵すときは呼吸 術を適當の病症に施すときは 十餘歳の久しきを經るも 治療の目的に供用 生理學及病 例ば之を頸 其目的 だせら 機能 理 n h 寧 劾 を

斜の方向を執り、 但前述せし刺鍼は全長二寸二分にして、 又刺入の深淺を適度たらしむべし。」 一寸六分を體内に刺入する者とす、 然れども部分及病症に従ふて鉛直 或は

達する克はず、

記して以て同術諸彦の明察を仰ぎ、乞はんと欲す。

類似点を箇条書きにしてみると、 以下のようになる。

奥村:東京大学に於て按腹 鍼治云々の事を聞

片山: 曾テ元東京大学の命ニ因リ聊カ取調ベクル所アルヲ以テ…

奥村. 片山 必ずしも無効のものと爲し難く、若し病症に適當すべき地位を撰び施術するときは、屢ば奏効を見るなり、 針治モ亦 一定ノ病ニ在リテハ稍ヤ見ル可キモ ノ無キニ非ズシテ而シテ毫モ其害アルニ非ザルナリ…

之を施さんと欲せば宜く、 變化 ありて、 何 2の病患を發するやを識らざる可からず、 身體の造構各器の位置及血管神經の經過等及各器の官能を知得し、 … (中略) … 解剖學、 生理學及病理學等を熟知 次て某器 品に何の

(後略

奥村

片山 之ヲ解剖ニ尋ネズ生理ニ正サズ又之ヲ病理ニ探ラザルヲ以テ…

傾

四 奥村 :前述せし刺鍼は全長二寸二分にして、一寸六分を體内に刺入する者とす

片山 金又ハ 銀 製 ノ最モ細針 (勿論毫針ニモ大小数等アリテ病症ト局所トニ由テ選用ス)

(五) 奥村:彼是相研究し且之を実地に験し、

片山 :之ヲ學理ニ 徴シ其効用如何ヲ窮ムルノ必要ナルハ言ヲ俟タザ レドモ…

以上のように、表現や論法および記述の順序には異なる部分もあるが、

四、奥村三策とその周辺

えに翌月、 には勉学の志に燃えて上京し、訓盲啞院 洋医学を学んだ。明治一八年 (一八八五) 五月、経緯は分からないが、 奥村三策は、 按摩助手に採用され、 元治元年 (一八六四)、加賀藩士の長男として生まれ、 同一二月には按摩教授となった。前述したように、そこは当時、 (前出の訓盲院が改称) に入学した。しかし、 幼くして失明し、七歳の時から按摩、鍼、 奥村は前出論文を医事新聞に投稿した。 その学識の広さ、優れた技術のゆ 鍼術を除外して按摩 その九月 灸、 西 (58)

術のみを教育していた機関であった。

(一八八六)、矢田部が着任し、

東京帝国大学に質問状を提出することになるのだが、一時中止していた鍼術につ

からの要望に対して、 る。そうでなければ、 いて、矢田部が質問状を提出するようになる背景には、 門外漢の矢田部は按摩術だけで事足れりとするはずである。 矢田部は疑問をもったのであろう。一方、奥村ら教員側としても東京帝国大学からのお墨付きを 奥村を含む当時の教員の力が働いていたのではない また、 鍼術を復活したいという教員 かと思われ

て按腹術や鍼術に関する検討がなされているという情報は、 矢田 部 が東京帝国大学に質問 状を提出 L たのは、 その経済 歴 一つの史料より、おそらく奥村からのものと推測される。 からみて当然のことと考えられるが、 東京帝 得たかったのかも知れない

310

致している。

主要な箇所の内容はほぼ一

奥村、 矢田部、 三宅、 片山、 東京帝国大学のつながりは歴史に埋没して知る由もないが、 11 くつかの事実は、 これを

裏書きしている。

校 誕生する五年前であった。 サージ師)として就職した。 矢田部の在任中、 (明治二〇年、 「訓盲啞院」を改称) 奥村の教え子であった富岡兵吉 (一八六九―一九二五) しかも、 当時は、 視覚障害者である富岡が第一号の病院マッサージ師となったことはさらに驚くべき を卒業するとすぐに、東京帝国大学附属医院 マッサージが日本に伝えられて間もない頃であり、イギリスで近代マッサージ師 が、 明治二四年 (一八九一) 三月に東京盲啞学 (現東京大学附属病院)の按摩方(マッ

回日本医師会総会において、「鍼治について」という発表を行った。 また、明治三○年代に奥村らは東京帝国大学内科教授 同校の顧問医師にもなっていた。 |浦謹之助の鍼の実験研究の術者として協力し、 さらに奥村の在職中、 三宅や三浦は東京盲啞学校同 一浦

五、 結 語 窓会に呼ばれて講演し、

である。その内容は 近代日本鍼 術 の拠り所は、 東京盲啞学校から出された質問状に対する東京帝国大学からの回答 『鍼治採用意見書』 に

鍼は細 い毫鍼を用 17 定の病には効果があるが、 害はない。 また、 盲人に行わせてもよい。

今後は解剖学、 生理学、 病理学を基調として研究を進める必要がある。

鍼術の思想的基盤となってい というものであり、 鍼術が盲教育課程に復活した根拠として、また、その後の鍼術関連の立法の精神として、

そして、意見書の趣旨を導き出すにあたり、奥村三策の医事新聞への投稿論文が参考として利用された可能性が高い。

(59)

【引用・参考文献】

- (一) 東京盲学校『東京盲学校六十年史』、一一六—一二三頁、一九三五(昭和一〇年
- 東京盲学校『東京盲学校六十年史』、一五三頁、 一九三五 (昭和一〇年)
- 長尾榮一、他「教員練習科前史」、筑波大学理療科教員養成施設創立九十周年記念事業実行委員会編
- 員養成施設創立九十年誌』、一〇頁、一九九三(平成五年)
- 東京盲学校『東京盲学校六十年史』、一六九—一七〇頁、一 九三五(昭和一〇年)、

£. 四

奥村三策「鍼術論」、

久木田七郎『鍼灸指南』

一七一一

九頁、

誠之堂、

東京、一九〇八

(明治四

年

中野善達、

加藤康昭

『わが国特殊教育の成立』、東峰書房、 一九六七 (昭和四二年)

筑波大学理療科教員養成施設

(60)312

The Authentication of Modern Japanese Acupucture

by Jun HAMADA and Eiichi NAGAO

The Meiji Government that modernized Japan decided the direction which adopted Western medicine positively and eliminated Oriental medicine, and carried out the policy to inhibit acupuncture (1874).

However, there was no concrete system until 1885, when the Ministry of Home Affairs issued a report to entrust the permission and superintendence of acupuncture to each prefecture.

On the other hand, modern education for the blind was begun in various parts of the country in 1878, and acupuncture was adopted as a vocational course. The Rakuzenkai Blind School began Anma and acupuncture in 1881, but in 1885 acupuncture was removed from the curriculum and put under the direct control of the Ministry of Education. The Principal of the School, Ryokichi Yatabe, had doubts about this and sent a question to Tokyo Imperial University.

The answer to it (1887) was to recognize acupuncture, and this recognition became an admission of the revival of acupuncture in the course of blind education and the basis of the thought in legislation for modern Japanese acupuncture.

There is a high possibility that the reply to Yatabe was influenced by the article of Sansaku Okumura (1864-1912), a blind man in Kanazawa City, which appeared in the 157th issue of "Iji Shimbun" (1885).